

○安来市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月1日

規則第101号

改正 平成18年6月27日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、安来市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第148号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 安来市保健センター（以下「保健センター」という。）で行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 保健指導
- (2) 健康教育
- (3) 健康相談
- (4) 健康診査
- (5) 予防接種
- (6) その他市民の健康づくりに関する業務

(職員の配置)

第3条 保健センターに必要な職員を置くことができる。

第4条 削除

(利用の申請)

第5条 第2条に定める業務及び保健センターの設置目的に添って活動する団体等は、保健センター利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けて利用することができる。

(利用の許可)

第6条 市長は、前条による許可をした場合は、保健センター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用者の遵守事項)

第7条 保健センターを利用する者は、施設の損傷、滅失等に留意するとともに整

理、整頓に心がけるものとする。

2 利用後においては、速やかに施設等を現状に復すことを原則とする。

(利用許可の取消し)

第8条 市長は、利用者が虚偽の申請又は目的以外の使用を行ったと認めたときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。